

総理府「男女間における暴力に関する調査」の検討と課題

研究協力者 ゆのまえ知子（東京家政大学非常勤講師）

総理府は2000年2月25日、「男女間における暴力に関する調査」結果を発表した。このような問題についての政府レベルの無作為抽出アンケート調査としては、日本で初めてのものである。この調査は婚姻関係（事実婚や別居中含む）における暴力に関する意識や実態を中心に、ストーカー行為、痴漢行為、性的侵害行為の被害経験をたずねている。痴漢行為や性的侵害行為を除いては、被害経験も含めてすべて男女とも、同じ設問である。これまで、行政機関の実施した、無作為抽出アンケート調査による「女性に対する暴力」に関する調査は、東京都調査*1 や名古屋市調査*2 がある。これらを参考にしながら、夫や恋人からの暴力（DV）に関係する部分について、総理府調査の結果から見てくるものや調査方法について検討し、今後の課題を探ってみたい。

1 暴力か暴力でないかの意識について

表1のAからKの11項目について、「暴力にあたると思う」「暴力の場合とそうでない場合がある」「暴力にあたると思わない」かをたずねている。A～Eは身体的行為（表1は暴力か否かをたずねているので表1に関しては暴力とここではよばない。以下同様）、F、Eは性的行為、H～Kはことばによるものも含めて心理的行為とみなす。

身体的行為について

身体的行為のうち、CやEは実際に身体への傷害を生じさせる恐れがあるためか、暴力と認識する割合は高い（Cの場合、女性87.4%、男性90.6%）。A、Dが他の身体的行為より暴力と認識される割合が低いのは、「暴力」が身体を傷つけるもの、というとらえ方が強いためではないかと考えられる。Aが「暴力にあたる」と認識する割合は、女性は53.4%、男性は58.5%にすぎず、「暴力の場合とそうでない場合がある」が30%以上もあるのはなぜだろうか。「平手で打つ」という行為は、傷害を生じさせることは少ないと思われるせいだろうし、テレビドラマなどで、最も日常的にみられる行為であり、愛情のしるしとして表現されている場合も少なからずある。現実にもそのようにとらえられており、暴力になるかならないかは、時と場合と程度によると考えられていると思われる。また、60歳以上の女性はこれらの行為を暴力と認識する割合は、他世代の女性と比較しても低く、20代の女性がこれに次いでいる。この2つの世代は男性の意識により迎合的といえるかもしれない。

性的行為について

ともに女性の方が暴力と認識する割合は高い。しかしGはFより、男性の場合16.6%、女性の場合18.9%も低い。Fの方が暴力的、ないしは暴力を

伴うと考えられていると思われる。年齢別数値によれば、20代、30代、40代の女性は同世代の男性より暴力の認識は高い。Gの場合、女性の方が高いのは30代のみである。

心理的行為について

これらを暴力と認識する割合は3割から4割と、身体的・性的行為に比べて低い。しかし、すべての行為について女性の方が、暴力と認識する割合は男性より高い。I、J、Kについては、20代、30代、40代の女性は、同世代の男性より暴力と認識する割合は高い。また60歳以上の女性が同世代の男性より暴力と認識する割合が高いのは、H、Kのみである。「暴力にあたると思わない」が、AからKまでの全項目中、もっとも高いのは、Iであり、女性、男性とも20%を越えている（21.3%、21.8%）。

一般に性的行為の強要を除いて、ここにしめされている性的・心理的行為は暴力と認識される割合は低い。

この意識調査の部分では、回答者はその行為が暴力にあたるかどうかのみをたずねられていて、「暴力は悪いことなのか、悪いことではないのか」ということはたずねられていない。回答者が必ずしも暴力イコール悪と思っているかどうかはわからない。「どんな場合でも暴力にあたると思う」イコール「どんな場合でも暴力は許されない」ということではないことに留意する必要がある。回答者は「どんな場合でも暴力にあたると思うが、許される場合もある」と考えているかもしれない。あるいは「暴力にあたると思わないが、許されない場合もある」と思っているかもしれない。そうすると、時と場合と程度によって暴力かどうか、許されるものかどうかとも決まるものであるということになる。回答選択肢の中に「暴力の場合とそうでない場合がある」を含ませることによって、そのような暴力に対するあいまいな態度を誘導しているともいえる。

これは同種の項目に対する東京都と名古屋市の調査（両都市とも夫から妻への行為に対する男女の意識）をみると明確になる。

東京都調査の場合、選択肢は「どんなことがあっても許されない」「場合によっては許される」の2項目だけであり、「許される」の項目を排除することで、これが許されるものではないということを示し、行為に対する一般的な倫理的規範意識を問いかけている。名古屋市調査の場合、「してはいけないと思う」「どちらかといえばしてはいけないと思う」「してもよいと思う」「どちらかといえばしてもよいと思う」の4つの選択肢で、「してもいいかどうか」という、東京都調査よりは踏み込んだかたちの行為規範意識を問うている。似たような質問項目の各調査の割合をみると、男性の「避

*1 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課『「女性に対する暴力」調査報告書』平成10年3月

*2 名古屋市民局市民文化部女性企画室「日常生活における男女の意識と実態に関する調査（女性に対する暴力に関する調査）」（調査結果速報）（委託調査先：女性に対する暴力研究会 会長：戒能民江）平成11年12月

妊に協力しない」を除いては単なる倫理的規範意識から行為規範意識になるにしたがって暴力に非許容的な割合は高くなっている。

暴力は抽象的に社会に存在しているわけではなく、暴力の及ぼす影響と不可分であり、さらに暴力が引き起こされる状況や暴力に対する私たちの態度決定（規範）と連続したものである。総理府調査の報告書の冒頭の「調査の目的」において、「女性に対する暴力」というすでに意味づけされたことばが使われ、それに関する意識や経験の把握ということがうたわれている。それならば、「この行為が暴力か否か」という抽象的なことを問うよりも、「女性に対する暴力」への態度決定がどのようなものであるかを問うべきであり、どのようにそれを問うかという方法が問題になるだろう。

名古屋市調査の場合、一步踏み込んだ設問によって、これまでにないデータが提示されている。例えば「妻が病床についている時でも、家事をせずに妻にさせる」に対して、「させてもよい」と答えている男性が39.0%もいて、他の項目とくらべても突出している。これは驚くべき数字である。「どちらかといえばしてもよいと思う」を加えると実に47.6%になり、約半数の男性が、妻が病気で床についている時も「家事をさせてよい」と考えているのである。さらに「避妊に協力しなくてもよい」という男性は20.8%あり、「どちらかといえばしても（協力しなくても）よいと思う」の4.2%を加え、25.0%、つまり4人に1人は協力しなくてもよいと考えている。この2つのデータからは、名古屋市という限定された地域の調査とはいえ、日本男性の性別役割意識の根強さと性における身勝手さから生じる、人間性の希薄な暴力的な傾向がうかがえる。

2 暴力の経験について

暴力を受けた経験についての設問（表2）は、「暴行」の程度によって分類された項目と「暴行」の内容によって分類された項目が混在している（なぜか「暴行」*3というあいまいな表現が使われている）。Aは「何度もあった」「1,2度あった」合わせて、女性は4.6%、男性は0.5%*4であり、女性の場合20人に1人が経験していることがマスメディアで驚きをもって伝えられた。このデータは貴重であるが、どのような暴力に「命の危険」を感じたかが明らかにされることが、今後の対応策には不可欠である。

Bは、女性4.0%、男性1.2%、Cは、女性14.1%、男性3.5%*5である。「医師の治療が必要となる」「医師の治療が必要とならない」と、日常あまり使用しない語法が使われている。「必要とならない」にいたっては、「必要となる」に単に整合性をもたせたとしか思われない。

「医師の治療が必要となる」というのは、実際に医師の治療を受けた場合を指しているのか、医師の治療が必要と思われたが受けなかったのか、あ

るいは治療を受けたいと思ったが実際には治療を受けなかった場合も含まれるのだろうか。医師の治療を受けた方がよい、あるいは本人が受けたいと思ったが、実際には治療を受けなかった場合は、「必要となる」「必要とならない」のどちらを選択すればよいのだろうか。

暴力を受けた女性が打撲やけがを負った場合、かなり症状がひどい場合であっても、または本人が病院に行きたいと思っても、恥ずかしい、理由が言いにくい、夫の保険証で夫の名前や職業が知られるのが困る、などの理由で病院に行かない場合も珍しくないし、治療に行かせない夫もいる。継続的通院が必要なのに、費用がかかることを恐れて一度だけしか病院に行かないという場合もある。また、病院に行かなくてすんでいる身体的暴力や人格を否定されるような暴言などを複合的、継続的に受け続けているような場合も、ノイローゼやうつ状態になり、精神科や神経科に通院する例も少なからずある。このような場合は、Bに回答すべきであろうか。A、B、Cは、暴力の程度を問うことで身体的暴力の経験を聞こうとしたと思われるが、DVを経験している女性の実情からすると、あいまいな設問である。

Dについても同様なことがいえる。この「あなたがイヤがっているのに性的な行為を強要される」には、ことばで脅されたり、殴られたり、凶器を用いられたりする、ということに含まれているのだろうか。意に反する、ということなら、これらの脅迫的言動も含まれることになる。そうなると同じような設問が後半の性的侵害の経験をたずねる部分にある。その内容は「あなたはこれまでに、異性から、おどされたり、押さえつけられたり、凶器を用いたりして、イヤがっているのに性的な行為（わいせつな行為や性交）を強要されたことがありますか（ただし痴漢の被害は除く）」というものである。そして次の設問で、相手との関係をたずねているが、あげられている相手の中に「夫」が含まれている。つまり、夫に関して2度同じ質問がされることになる。これに○をつけた女性は17人いる。Dの場合は「何度もあった」「1,2度あった」は計259人である。この17人は259人に含まれているかどうか明白ではない。2つの設問を明確に区別するためには、Dに、脅迫的言動は含まない旨が明記されるか、あるいは脅迫的言動も含むことが明白な設問にした上で、後半設問は「夫を除いて」と明記されるべきだろう。

（表2）のA、B、Cについて、ひとつでも「何度もあった」「1,2度あった」という人に、そのようにされて「別れようと思ったか否か」をたずねている。「別れようと思った」のは、女性59.1%、男性36.7%、「別れようとはまでは思わなかった」のは、女性29.8%、男性46.9%である。受け止め方の深刻さの度合いが男女で異なっており、これはどこにも相談しなかった人の理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が男性の場合は1位で48.1%を占めているのに対応してい

*3「暴行」は、「他人のからだに暴力を加えることを指すが、マスメディアにおいては「強姦」「強制わいせつ」などの性的侵害行為の言い換えとして「暴行」を用いており、あいまいな用語である。

*4 表の合計では0.6%だが、報告書では実数同士を合計して該当の数で割り、四捨五入したものとして0.5%と解説されている。

*5 表の合計では3.4%だが、*4と同様の処理がされていて3.5%と解説されている。

る。

暴力をふるわれた時の気持ちは人によって多様であり、別れようと思ったか、別れようと思わなかっただけではない。DVを経験する女性の気持ちを理解するには、暴力を受けた女性たちの複雑で多様な気持ちが浮かび上がるような調査が求められる。

3 援助機関との関係について

問題解決にあたって「警察や公的機関などが何らかの形でかかわるべき」とする人が、(表2)のA、B、Cの場合、8割以上をしめている。しかし男女別でみると、いずれの場合も女性の方が1%から2.5%低く、年代別でみると60歳以上と50代の女性が低い。Aの場合でさえ、「その必要はない」「無回答」を合わせて18.4%、Bの場合も合わせて27.7%を占める。A、B、Cのような行為を経験した女性のうち、だれかに打ち明けたり相談したりしたことがある女性は54.7% (男性30.5%)であり、公的援助機関に相談したのは、そのうち5.8%である。これに対し男性は、公的機関に相談した人は16.5%いる。女性と男性の公的機関に対する情報量の差や社会的行動半径の違いということも影響していると思われるが、恥の意識の内面化や自分さえがまんすれば、あるいは自分にも悪いところがあると思いがちな意識が、女性は強いせいだとも考えられる。それは相談しなかった理由の内訳の数値にも現れている。それにしても公的機関の利用の少なさは、公的機関が、DVに対応する機関であるという認知がされていないと共に、それについての情報が届いていないことの現れでもある。

4 調査方法について

総理府調査は1999年9月から10月にわたって実施された。母集団は全国20歳以上の男女である。男女合わせて4500人という数と郵送留置訪問回収という調査方法は東京都と同じである。対象者が希望した場合は郵送回収も可とされているのは、調査会社が同じであり、東京都調査の経験に学んでいるようだ。東京都の場合、訪問回収のみが予定されていたが、対象者自身が自ら郵送で返送してきたものがあつたからである*6。訪問回収ということで、プライバシーの秘匿確保に調査協力者が疑問を感じたと思われるが、DV調査には、このように他の社会調査にない特有の危険性を伴う。その危険性とは、プライバシーが守られるのかということのほか、このような調査に協力したことが夫や恋人にわかれば、一層ひどい暴力を振るわれるのではないかと、あるいは夫や恋人などの監視・嫉妬の中で、妻・恋人への訪問者(回収調査員が女性であっても)があることがめられないか、などである。そのような危険性を感じて調査に応じなかった人もいるかもしれない。DVに関する調査

にとまなう危険性を可能なかぎり少なくするような調査方法が検討されなければならない。

また、調査項目は、人に話しにくいプライバシーに踏み込んだ内容である。不愉快になったり思い出したくないことを思いだし、不安になったり心理的な動揺の起きる人もあるかもしれない。また、現在被害の渦中であつて、援助機関の情報を必要としている女性がいるかもしれない。そのような場合に備えてどのような配慮がされたか不明だが、女性に対しては全国の婦人相談所や弁護士会、民間シェルターや入手しやすい参考文献などのリストなどが同時に配布されることが望ましい。

この調査は、男女共同参画審議会の答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」の提言に基づき実施されたものであり、報告書『男女間における暴力に関する調査』の目的部分には、女性に対する暴力が「重大な社会的・構造的問題であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものである」という答申を踏まえ、「女性に対する暴力に関する国民の意識、被害の経験の態様、程度及び被害の潜在化の程度、理由について把握し、被害者が必要としている援助の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする」とある。この目的と、実際の調査方法は乖離がある。

ひとつは調査対象者の範囲である。東京都・名古屋市は、婚姻形態をとる(法的婚姻関係にとどまらず)男女にかかわらず、継続的に親密な関係のある、もしくはあつた男女も含めて経験を聞いている。総理府調査は事実婚や同居中も含めて婚姻形態に限定している。DVは性的関係を中核とする親密な関係における暴力が問題なのであり、婚姻形態をとらない以前から暴力が始まっていることも少なくないため、婚姻関係に限定する積極的理由は見当たらない。むしろ、婚姻形態に限定して、恋人関係や婚約中の暴力が同種の問題であるにもかかわらず排除されることの方が問題である。二つめは、夫にも妻からの被害経験をたずねていることである。妻から夫への暴力の存在は認められるが、統計上影響を与えるものではないといわれている*7。今回の調査結果でもそれは同様であるが、男だつて殴られている、とよく言われることに対して、より多くの女性が被害を受けていることを明らかにするということにおいて、一定の答えを出す意味はあるかもしれない。ただし精神的暴力とみなされる行為は、男性の被害経験率も少なからずあり、中には女性の経験率を上回るものもある(「何を言っても無視され続ける」の「1、2度あつた」)が、これらは男女の力関係やその他の関係性との関連でみていく必要がある。しかし、調査の目的に沿うなら、男性の加害経験も聞くべきであつたらう。

名古屋市調査は総理府調査とほぼ同時期に、東京都調査の約1年後に無作為抽出の男女1000人ずつに行われ、有効回収率は48.9%である。女性の暴力の被害経験に対応する形で同じ内容の設問で暴力をふるつた経験について男性にたずねているが、

*6筆者は、この調査企画のために組織された東京都「女性に対する暴力」検討委員会の委員の一人であつた。郵送回収については調査報告書にも明記されている。また、名古屋市調査においては、DV調査の留意点について意見を述べる機会を与えられた。

*7国連経済社会理事会人権委員会『ラディカ・クマラスワミ(国連女性に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告書)によるドメスティック・バイオレンス特別報告書(第二付属文書つき)』北京JAC訳・発行1996年11月8頁~9頁

全体的には女性の被害経験率と男性の加害経験率はほぼ対応した数値が得られている。東京都調査のおりには、男性が加害経験を正直に表現するとは思われないという危惧のため、加害体験の調査は見送られたという経緯があるので、名古屋市調査は画期的であり、貴重なデータが得られている。次に暴力の実態をどのように聞くかということであるが、女性は多種多様な身体的、精神的、性的暴力を受けている。その実情を把握するには総理府調査はあまりにも項目が少ない。そのため、日本女性の平均的な被害経験率（発生率）をみるのが出来ない。行政機関が無作為調査をする意味は、実態把握の一つとしてその国（地域）の平均的な発生率を出すという意味もあり、今回それが出ていないのは残念なことである。

東京都調査は、17項目の暴力の被害経験を聞いているが、これに対し、「かなり限定的な暴力の形態しかカバーしていない」という批判がある*8。うち身体的暴力は9項目である。名古屋市調査は15項目中、精神的暴力が10項目を占め、東京都の項目と逆に対応している。精神的暴力は身体的暴力に比べわかりにくいので、多様な種類を挙げて実態を探ろうとしたのだろうか。精神的暴力と性的暴力に区分した場合の「何度もあった」「1、2度あった」の東京都と名古屋市の割合はかなり異なる。また名古屋市の身体的暴力に区分した場合の割合は東京都に比べ極端に低い。これは身体的暴力の様子は数多くあるのに、調査では限定された3種のみということに起因していると考えられる。

2都市の調査からは、どのような暴力をどのような語法で、どのくらいDVの項目をあげるかということが、その地域のいわゆる平均的な意味でのDVの被害経験率の調査結果に、大きな影響を与えうるといえる。

また、女性がどんな暴力を経験し、どの程度の暴力被害を受けているか、暴力はどんな影響を女性にあたえているか、医師の治療を受けたかどうか

ということは、暴力の実態を把握し医療機関におけるDVの発見や対応策にとって非常に重要な問題であるため、対応策に必要なデータを可能なかぎり正確に得られるような質問設定がされなければならない。

暴力は身体的・精神的にも女性や子どもに深刻な影響を与え、健康という観点からも看過出来ないことは、これまでのNGOグループによる質的調査によっても、明かにされてきている*9。

総じて名古屋市調査は東京都調査をふまえた上で、安全性にも配慮し、新しいデータを得ているといえる。しかしながら全国レベルで行った貴重な調査であるにもかかわらず総理府調査では、NGOグループの調査も含めた先行調査やこの間の研究状況も踏まえた上で、東京都や名古屋市の調査より質の高いデータを提示できなかったのは残念である。

東京都はその後の被害を経験した女性の個人面接調査で暴力の影響や援助機関利用の実態を明らかにした。名古屋市も個人面接調査をその後実施している。総理府は今年度、援助機関関係者の聞き取り調査を行い、できれば当事者男女の面接調査も実施するとのことである。DVが女性や子どもに及ぼす影響などは、面接調査によって補うという方法がとられているが、総理府、東京都、名古屋市の無作為抽出調査には、そのデータはない。これらの無作為抽出による調査は、暴力の形態の項目が少なく、女性や子どもへの暴力の影響を問う項目もなく、他の性的暴力や女性に関するその他の人権問題についての設問が組合わさされていて単独のDV調査ではなかった。

本格的にDV問題に取り組み、DVを根絶するための社会制度を変革し、対応策をとっていくには、女性や子どもへの影響・健康との関連なども含めた充実した内容の、本格的な無作為抽出調査が必要である。

*8 夫（恋人）からの暴力調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣1998年5月215頁

*9 ゆのまえ知子・吉浜美恵子「これまでの調査に見るドメスティック・バイオレンスと女性の健康との関係」厚生科学研究費（子ども家庭総合研究事業）研究：生涯を通じた女権の健康づくりに関する研究（分担研究：女性に対する暴力と健康に関する研究/分担研究者：戒能民江）平成10年度報告書1999年3月5頁～11頁

暴力が暴力でないかの意識（表1）

項目番号	設問	選択肢							
		どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う		暴力にあたるとは思わない		無回答	
		女	男	女	男	女	男	女	男
A	平手で打つ	53.4	58.5	35.8	33.9	4.8	4.7	6.0	2.9
B	足で蹴る	74.5	79.4	18.0	15.1	2.0	2.3	5.5	3.2
C	身体を傷つける可能性のある物でなぐる	87.4	90.6	5.2	4.9	2.0	1.4	5.4	3.1
D	なぐるふりをして、おどす	45.7	44.4	37.1	41.0	10.8	11.3	6.5	3.3
E	刃物など突きつけて、おどす	85.1	88.5	6.9	6.1	2.1	1.8	5.9	3.6
F	相手がいやがっているのに性的な行為を強要する	61.4	58.5	25.2	31.1	7.1	6.5	6.3	3.9
G	見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	42.5	41.9	33.8	36.8	16.9	16.9	6.8	4.4
H	何を言っても長期間無視し続ける	37.3	36.2	37.3	41.2	19.1	18.6	6.4	4.0
I	交友関係や電話を細かく監視する	31.1	29.7	39.9	44.1	21.3	21.8	7.6	4.4
J	「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」と言う	40.3	38.4	38.2	40.0	14.9	17.6	6.6	4.0
K	大声でどなる	31.8	27.0	45.3	49.8	17.1	20.6	5.8	2.6

暴力の経験について（表2）

項目番号	設問	選択肢							
		何度もあった		1・2度あった		まったくない		無回答	
		女	男	女	男	女	男	女	男
A	命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	1.0	0.2	3.6	0.4	91.7	96.5	3.6	2.9
B	医師の治療が必要となる程度の暴行をうける	1.0	0.1	3	1.1	91.9	95.6	4.2	3.2
C	医師の治療が必要とされない程度の暴行をうける	3.6	0.5	10.5	2.9	81.8	93.2	4.2	3.6
D	あなたがいやがっているのに性的な行為を強要される	4.1	0.6	13.6	3.4	78.1	92.4	4.2	3.6
E	あなたは見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	0.5	0.3	4.8	1.4	90.2	94.7	4.4	3.6
F	何を言っても無視され続ける	4.4	2.9	12.9	19.1	78.3	74.6	4.3	3.5
G	交友関係や電話を細かく監視される	2.6	1.2	7.0	5.6	85.8	89.4	4.6	3.8
H	「たれのおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」と言われる	4.4	1.1	11.5	9.5	80.3	85.9	3.9	3.5
I	大声でどなられる	16.3	5.0	29.0	24.5	51.7	68.0	3.1	2.6

表1、表2は総理府「男女間における暴力にかんする調査」より作成。（数字は％）